



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 14 日 (木曜日) 第 246 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

|  |   |
|--|---|
| ○宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定…………… (総務課) 1 | 頁 |
| ○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定…………… ( “ ) 1 |   |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1             |   |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… ( “ ) 1               |   |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… ( “ ) 2         |   |
| ○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2                 |   |
| ○民有林の保安林の指定…………… ( “ ) 2                     |   |
| ○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… ( “ ) 2              |   |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 3 |  |
| ○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3     |  |
| ○道路の供用の開始 (3件) …………… ( “ ) 3       |  |
| ○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… ( “ ) 4   |  |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) …………… (砂防課) 4 |  |
| ○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… ( “ ) 5    |  |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 8        |  |

### 公 告

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 10   |  |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… ( “ ) 11 |  |
| ○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 11          |  |
| ○落札者等の公告…………… 11                   |  |

### 病 院 局 公 告

|                  |  |
|------------------|--|
| ○落札者等の公告…………… 11 |  |
|------------------|--|

## 告 示

### 宮崎県告示第 772号

宮崎県情報公開条例 (平成11年宮崎県条例第36号) 第24条の2第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定 (令和2年宮崎県告示第1000号) は、廃止する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

### 宮崎県告示第 773号

宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第50条第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定 (令和2年宮崎県告示第1001号) は、廃止する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県道路公社

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

### 宮崎県告示第 774号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称     | 所 在 地         | 廃止年月日     |
|---------|---------------|-----------|
| 国武薬局小林店 | 小林市駅南 279番地   | 令和3年8月31日 |
| あいこう歯科  | 延岡市緑ヶ丘1丁目1-11 | 令和3年9月20日 |

### 宮崎県告示第 775号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称     | 所 在 地       | 指定年月日    |
|---------|-------------|----------|
| 国武薬局小林店 | 小林市駅南 279番地 | 令和3年9月1日 |

**宮崎県告示第 776号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

| 名 称                | 所 在 地                       |
|--------------------|-----------------------------|
| 有限会社 丘の上<br>薬局瀬の口店 | 延岡市瀬之口町1丁目4-11MHBUILD 1 F西側 |

2 届出事項

| 指定医療機関の所在地                |                             | 変更年月日     |
|---------------------------|-----------------------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後                       |           |
| 延岡市瀬之口町1丁目4-11瀬の口ビル 1 F西側 | 延岡市瀬之口町1丁目4-11MHBUILD 1 F西側 | 令和3年9月10日 |

**宮崎県告示第 777号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字長迫2857、2859から2862まで、2863-1から2863-4まで、2864、字迫田3084、3085-1、3085-2、3086、3087、3088-3、3090、3094-6、3094-10

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 778号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字細目6424-1から6424-3まで、6425-2、6425-3、6425-29、6425-31、6430-10、6430-15、6430-16、6430-18、6467-1、6467-3、6467-5、6475-2、6476-10、6476-11、6476-13、6476-16から6476-18まで、6476-21、6494-65、6494-74

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 779号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字城ヶ迫1046-61

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字城ヶ迫1046-61（次の図に示す部分に限る。）
- イ 次の森林については、主伐は択伐による。字城ヶ迫1046-61（次の図に示す部分に限る。）
- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興

局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 780号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字田無瀬 139-4、139-12、139-13、139-36、139-38、139-39
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字田無瀬 139-13・139-36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、139-38、139-39

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 781号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字田無瀬 139-36、139-39
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 782号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区間                                    | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|------|---------------------------------------|------|--------------|-----------|
|      | 国道    | 448号 | 串間市大字市木字磯平8893番2地先から同市同大字同字8893番4地先まで | 旧    | 22.0～37.9    | 63.0      |
|      |       |      |                                       | 新    | 26.4～48.3    | 63.0      |

**宮崎県告示第 783号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区間   | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|------|--|------|--------------|-----------|
| 40   | 県道    | 都農綾線 | 東諸県郡国富町大字八代北俣字粗木原1787番5地先から同郡同町大字八代南俣字大浦3304番1地先まで | 旧    | 6.0～18.0     | 1,039.0   |
|      |       |      |  | 新    | 6.0～30.0     | 1,039.0   |

**宮崎県告示第 784号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区間                           | 供用開始の期日    |
|------|-------|------|------------------------------|------------|
|      | 国道    | 448号 | 串間市大字市木字池之下8401番14地先から同市同大字字 | 令和3年10月16日 |

磯平8893番  
2地先まで

**宮崎県告示第 785号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区 間  | 供用開始の期日    |
|------|-------|------|--|------------|
| 40   | 県道    | 都農綾線 | 東諸県郡国富町大字八代北俣字初木原1787番5地先から同郡同町大字八代南俣字大浦3304番1地先まで | 令和3年10月14日 |

**宮崎県告示第 786号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                  | 供用開始の期日    |
|------|-------|-------|--------------------------------------|------------|
| 438  | 県道    | 北方南郷線 | 串間市大字秋山字焼山926番10地先から同市同大字同字916番7地先まで | 令和3年10月14日 |

**宮崎県告示第 787号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占用を制限する区域                                     |
|-------|------|---|
| 国道    | 218号 | 西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4401番1地先から同郡同町同大字同字4401番1地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月29日

**宮崎県告示第 788号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占用を制限する区域                                     |
|-------|------|---|
| 国道    | 218号 | 西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4334番1地先から同郡同町同大字同字4349番1地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月29日

**宮崎県告示第 789号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域<br>の 溪 流 番 号 又 は<br>箇 所 番 号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|-------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 高千穂町 | 城屋敷川2 | 11- 441- 1 - 013                     | 土 石 流                       |
|      | 板 屋   | I - 1 - 1820                         | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 稗の上1  | II - 1 - 8177                        | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 中 山 1 | II - 1 - 8178                        | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 中 山 2 | II - 1 - 8180                        | 急傾斜地の崩壊                     |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 790号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 338号、平成19年宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域<br>の 溪 流 番 号 又 は<br>箇 所 番 号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|-------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 五ヶ瀬町 | 波 帰   | II - 1 - 2027                        | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 久 保   | II - 1 - 2021                        | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 半蔵谷川  | 11- 443- 1 - 901                     | 土 石 流                       |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 791号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域<br>の 溪 流 番 号 又 は<br>箇 所 番 号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|-------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 高千穂町 | 岩戸秋元  | 42- 3                                | 地 滑 り                       |
|      | 桜 町   | 42- 4                                | 地 滑 り                       |

|            |                  |       |
|------------|------------------|-------|
| 大 内 1      | 42- 5            | 地 滑 り |
| 大 内 2      | 42- 6            | 地 滑 り |
| 石 原        | 42- 9            | 地 滑 り |
| 黒 仁 田      | 42-10            | 地 滑 り |
| 下 鶴 川 1    | 11- 441- 1 - 010 | 土 石 流 |
| 汗ノ迫川       | 11- 441- 1 - 011 | 土 石 流 |
| 公崎森川       | 11- 441- 1 - 012 | 土 石 流 |
| 城屋敷川2      | 11- 441- 1 - 013 | 土 石 流 |
| 城屋敷川1      | 11- 441- 1 - 014 | 土 石 流 |
| 高 畑 川      | 11- 441- 1 - 019 | 土 石 流 |
| 大内川1       | 11- 441- 1 - 020 | 土 石 流 |
| 高野平川       | 11- 441- 1 - 046 | 土 石 流 |
| 陳内川-1      | 11- 441- 1 - 047 | 土 石 流 |
| 上広木野川<br>2 | 11- 441- 1 - 048 | 土 石 流 |
| 上広木野川<br>1 | 11- 441- 1 - 049 | 土 石 流 |
| 聖 川 川      | 11- 441- 1 - 050 | 土 石 流 |
| 石 原 川      | 11- 441- 1 - 053 | 土 石 流 |
| 徳源寺川2      | 11- 441- 1 - 054 | 土 石 流 |
| 下阿床川       | 11- 441- 1 - 055 | 土 石 流 |
| 下阿床川2      | 11- 441- 1 - 056 | 土 石 流 |
| 上阿床川1      | 11- 441- 1 - 057 | 土 石 流 |
| 堂 園 川      | 11- 441- 1 - 058 | 土 石 流 |
| 猿 伏 川      | 11- 441- 1 - 060 | 土 石 流 |
| 下 鶴 川 2    | 11- 441- 2 - 003 | 土 石 流 |
| 中 山 川      | 11- 441- 2 - 004 | 土 石 流 |
| 牧ノ内川       | 11- 441- 2 - 005 | 土 石 流 |

|            |                  |         |               |                  |         |
|------------|------------------|---------|---------------|------------------|---------|
| 大内川 2      | 11- 441- 2 - 015 | 土 石 流   | 猿 伏           | I - 1 - 1846     | 急傾斜地の崩壊 |
| 日平川        | 11- 441- 2 - 016 | 土 石 流   | 宮尾野 (2)       | I - 1 - 1847     | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜野嶽川       | 11- 441- 2 - 036 | 土 石 流   | 宮尾野(2)-<br>新① | I - 1 - 1847- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 井野上川       | 11- 441- 2 - 037 | 土 石 流   | 埋 立           | I - 1 - 1849     | 急傾斜地の崩壊 |
| 山野脇川       | 11- 441- 2 - 038 | 土 石 流   | 尾 の 上         | I - 1 - 1850     | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳源寺川 1     | 11- 441- 2 - 039 | 土 石 流   | 宮尾野 (1)       | I - 1 - 1852     | 急傾斜地の崩壊 |
| 上阿床川 2     | 11- 441- 2 - 040 | 土 石 流   | 長 崎           | I - 1 - 1853     | 急傾斜地の崩壊 |
| 大 内        | I - 1 - 1819     | 急傾斜地の崩壊 | 長崎-新①         | I - 1 - 1853- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 板 屋        | I - 1 - 1820     | 急傾斜地の崩壊 | 皇 子 (2)       | I - 1 - 1856     | 急傾斜地の崩壊 |
| 臼 崎        | I - 1 - 1821     | 急傾斜地の崩壊 | 御 塩 井         | I - 1 - 1861     | 急傾斜地の崩壊 |
| 臼崎-新①      | I - 1 - 1821- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 松 の 原         | I - 1 - 1862     | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚 野        | I - 1 - 1838     | 急傾斜地の崩壊 | 田 口 野         | I - 1 - 1863     | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野-新①      | I - 1 - 1838- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 日 陰           | I - 1 - 1864     | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野-新②      | I - 1 - 1838- 新② | 急傾斜地の崩壊 | 仲 谷           | I - 1 - 1868     | 急傾斜地の崩壊 |
| 高 野 平      | I - 1 - 1839     | 急傾斜地の崩壊 | 仲谷-新①         | I - 1 - 1868- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野平-新<br>① | I - 1 - 1839- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 水 ヶ 崎         | I - 1 - 1869     | 急傾斜地の崩壊 |
| 広 木 野      | I - 1 - 1840     | 急傾斜地の崩壊 | 皇 子 (3)       | I - 1 - 2256     | 急傾斜地の崩壊 |
| 広木野-新<br>① | I - 1 - 1840- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 田口野団地         | I - 1 - 2257     | 急傾斜地の崩壊 |
| 下 阿 床      | I - 1 - 1841     | 急傾斜地の崩壊 | 戸 の 鼻         | I - 1 - 3733     | 急傾斜地の崩壊 |
| 上 阿 床      | I - 1 - 1842     | 急傾斜地の崩壊 | 市 の 堀         | I - 1 - 3734     | 急傾斜地の崩壊 |
| 上阿床-新<br>① | I - 1 - 1842- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 市の堀-新<br>①    | I - 1 - 3734- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 堂 園        | I - 1 - 1843     | 急傾斜地の崩壊 | 市の堀-新<br>②    | I - 1 - 3734- 新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 横 手        | I - 1 - 1844     | 急傾斜地の崩壊 | 十社の森-<br>新①   | I - 1 - 3735- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山 川        | I - 1 - 1845     | 急傾斜地の崩壊 | 神 殿 十 社       | I - 1 - 3736     | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川-新①      | I - 1 - 1845- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 日 頭 原 下       | I - 1 - 3737     | 急傾斜地の崩壊 |

|         |             |         |          |              |         |
|---------|-------------|---------|----------|--------------|---------|
| 妻恋坂-新①  | I-1-3738-新① | 急傾斜地の崩壊 | 成木-2     | II-1-8106    | 急傾斜地の崩壊 |
| 曙町      | I-1-3739    | 急傾斜地の崩壊 | 成木-2-新①  | II-1-8106-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹の迫-1   | I-1-3757    | 急傾斜地の崩壊 | 成木-2-新②  | II-1-8106-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ヶ崎-1   | I-1-3758    | 急傾斜地の崩壊 | 成木-2-新③  | II-1-8106-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 長崎-1    | I-1-3759    | 急傾斜地の崩壊 | 池ノ川-1    | II-1-8107    | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾迫原     | I-2-0090    | 急傾斜地の崩壊 | 池ノ川-1-新① | II-1-8107-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 第一神生(1) | I-2-0091    | 急傾斜地の崩壊 | 池ノ川-2    | II-1-8108    | 急傾斜地の崩壊 |
| 城ノ平     | I-2-0100    | 急傾斜地の崩壊 | 上阿床(2)   | II-1-8109    | 急傾斜地の崩壊 |
| 刈干      | I-2-0101    | 急傾斜地の崩壊 | 堂園-1     | II-1-8110    | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆野      | II-1-8046   | 急傾斜地の崩壊 | 長畑       | II-1-8111    | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩下-1    | II-1-8047   | 急傾斜地の崩壊 | 柿木水流-1   | II-1-8112    | 急傾斜地の崩壊 |
| 上広木野-1  | II-1-8048   | 急傾斜地の崩壊 | 柿木水流-2   | II-1-8113    | 急傾斜地の崩壊 |
| 上広木野-2  | II-1-8049   | 急傾斜地の崩壊 | 柿木水流-4   | II-1-8115    | 急傾斜地の崩壊 |
| 上広木野-3  | II-1-8050   | 急傾斜地の崩壊 | 吾平原      | II-1-8125    | 急傾斜地の崩壊 |
| 麦平      | II-1-8074   | 急傾斜地の崩壊 | 上原       | II-1-8128    | 急傾斜地の崩壊 |
| 板屋-1    | II-1-8076   | 急傾斜地の崩壊 | 田口野-1    | II-1-8176    | 急傾斜地の崩壊 |
| 日平-1    | II-1-8077   | 急傾斜地の崩壊 | 稗の上-1    | II-1-8177    | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向-1    | II-1-8079   | 急傾斜地の崩壊 | 中山-1     | II-1-8178    | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向-2    | II-1-8080   | 急傾斜地の崩壊 | 稗の上-2    | II-1-8179    | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向-4    | II-1-8082   | 急傾斜地の崩壊 | 稗の上-2-新① | II-1-8179-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹の迫     | II-1-1834   | 急傾斜地の崩壊 | 中山-2     | II-1-8180    | 急傾斜地の崩壊 |
| 第一神生(2) | II-1-1860   | 急傾斜地の崩壊 | 椎屋谷-1    | II-1-8181    | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野     | II-1-1867   | 急傾斜地の崩壊 | 中山-3     | II-1-8182    | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳源寺     | II-1-8104   | 急傾斜地の崩壊 |          |              |         |
| 成木-1    | II-1-8105   | 急傾斜地の崩壊 |          |              |         |

|              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| 椎屋谷-2        | II-1-8183    | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野-1        | II-1-8184    | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野-2        | II-1-8185    | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野-2<br>-新① | II-1-8185-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ヶ崎-2        | II-1-8186    | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ヶ崎-3        | II-1-8187    | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 792号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名  | 土砂災害警戒区域の<br>溪流番号又は<br>箇所番号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|------|-----------------------------|-----------------------------|
| 五ヶ瀬町 | 半蔵谷川 | 11-443-1-901                | 土石流                         |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 793号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名   | 土砂災害特別警戒区域の<br>溪流番号又は<br>箇所番号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|-------|-------------------------------|-----------------------------|
| 高千穂町 | 下鶴川1  | 11-441-1-010                  | 土石流                         |
|      | 城屋敷川1 | 11-441-1-014                  | 土石流                         |
|      | 高畑川   | 11-441-1-019                  | 土石流                         |
|      | 高野平川  | 11-441-1-046                  | 土石流                         |
|      | 陳内川-1 | 11-441-1-047                  | 土石流                         |

|            |              |         |
|------------|--------------|---------|
| 上広木野川<br>1 | 11-441-1-049 | 土石流     |
| 聖川         | 11-441-1-050 | 土石流     |
| 石原川        | 11-441-1-053 | 土石流     |
| 徳源寺川2      | 11-441-1-054 | 土石流     |
| 下阿床川       | 11-441-1-055 | 土石流     |
| 下阿床川2      | 11-441-1-056 | 土石流     |
| 上阿床川1      | 11-441-1-057 | 土石流     |
| 堂園川        | 11-441-1-058 | 土石流     |
| 猿伏川        | 11-441-1-060 | 土石流     |
| 下鶴川2       | 11-441-2-003 | 土石流     |
| 中山川        | 11-441-2-004 | 土石流     |
| 牧ノ内川       | 11-441-2-005 | 土石流     |
| 大内川2       | 11-441-2-015 | 土石流     |
| 日平川        | 11-441-2-016 | 土石流     |
| 浜野嶽川       | 11-441-2-036 | 土石流     |
| 井野上川       | 11-441-2-037 | 土石流     |
| 山野脇川       | 11-441-2-038 | 土石流     |
| 徳源寺川1      | 11-441-2-039 | 土石流     |
| 上阿床川2      | 11-441-2-040 | 土石流     |
| 大内         | I-1-1819     | 急傾斜地の崩壊 |
| 板屋         | I-1-1820     | 急傾斜地の崩壊 |
| 臼崎         | I-1-1821     | 急傾斜地の崩壊 |
| 臼崎-新①      | I-1-1821-新①  | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野         | I-1-1838     | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野-新①      | I-1-1838-新①  | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野-新②      | I-1-1838-新②  | 急傾斜地の崩壊 |

|           |             |         |         |             |         |
|-----------|-------------|---------|---------|-------------|---------|
| 高野平       | I-1-1839    | 急傾斜地の崩壊 | 仲谷-新①   | I-1-1868-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野平-新①    | I-1-1839-新① | 急傾斜地の崩壊 | 水ヶ崎     | I-1-1869    | 急傾斜地の崩壊 |
| 広木野       | I-1-1840    | 急傾斜地の崩壊 | 皇子(3)   | I-1-2256    | 急傾斜地の崩壊 |
| 広木野-新①    | I-1-1840-新① | 急傾斜地の崩壊 | 田口野団地   | I-1-2257    | 急傾斜地の崩壊 |
| 下阿床       | I-1-1841    | 急傾斜地の崩壊 | 戸の鼻     | I-1-3733    | 急傾斜地の崩壊 |
| 上阿床       | I-1-1842    | 急傾斜地の崩壊 | 市の堀     | I-1-3734    | 急傾斜地の崩壊 |
| 上阿床-新①    | I-1-1842-新① | 急傾斜地の崩壊 | 市の堀-新①  | I-1-3734-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 堂園        | I-1-1843    | 急傾斜地の崩壊 | 市の堀-新②  | I-1-3734-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 横手        | I-1-1844    | 急傾斜地の崩壊 | 十社の森-新① | I-1-3735-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川        | I-1-1845    | 急傾斜地の崩壊 | 神殿十社    | I-1-3736    | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川-新①     | I-1-1845-新① | 急傾斜地の崩壊 | 日頭原下    | I-1-3737    | 急傾斜地の崩壊 |
| 猿伏        | I-1-1846    | 急傾斜地の崩壊 | 曙町      | I-1-3739    | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮尾野(2)    | I-1-1847    | 急傾斜地の崩壊 | 竹の迫-1   | I-1-3757    | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮尾野(2)-新① | I-1-1847-新① | 急傾斜地の崩壊 | 水ヶ崎-1   | I-1-3758    | 急傾斜地の崩壊 |
| 埋立        | I-1-1849    | 急傾斜地の崩壊 | 長崎-1    | I-1-3759    | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾の上       | I-1-1850    | 急傾斜地の崩壊 | 第一神生(1) | I-2-0091    | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮尾野(1)    | I-1-1852    | 急傾斜地の崩壊 | 城ノ平     | I-2-0100    | 急傾斜地の崩壊 |
| 長崎        | I-1-1853    | 急傾斜地の崩壊 | 刈干      | I-2-0101    | 急傾斜地の崩壊 |
| 長崎-新①     | I-1-1853-新① | 急傾斜地の崩壊 | 漆野      | II-1-8046   | 急傾斜地の崩壊 |
| 皇子(2)     | I-1-1856    | 急傾斜地の崩壊 | 岩下-1    | II-1-8047   | 急傾斜地の崩壊 |
| 御塩井       | I-1-1861    | 急傾斜地の崩壊 | 上広木野-1  | II-1-8048   | 急傾斜地の崩壊 |
| 松の原       | I-1-1862    | 急傾斜地の崩壊 | 上広木野-2  | II-1-8049   | 急傾斜地の崩壊 |
| 田口野       | I-1-1863    | 急傾斜地の崩壊 | 上広木野-3  | II-1-8050   | 急傾斜地の崩壊 |
| 日陰        | I-1-1864    | 急傾斜地の崩壊 | 麦平      | II-1-8074   | 急傾斜地の崩壊 |
| 仲谷        | I-1-1868    | 急傾斜地の崩壊 |         |             |         |

|              |                    |         |
|--------------|--------------------|---------|
| 板屋 - 1       | II - 1 - 8076      | 急傾斜地の崩壊 |
| 日平 - 1       | II - 1 - 8077      | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向 - 1       | II - 1 - 8079      | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向 - 2       | II - 1 - 8080      | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾向 - 4       | II - 1 - 8082      | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹の迫          | II - 1 - 1834      | 急傾斜地の崩壊 |
| 第一神生(2)      | II - 1 - 1860      | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野          | II - 1 - 1867      | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳源寺          | II - 1 - 8104      | 急傾斜地の崩壊 |
| 成木 - 1       | II - 1 - 8105      | 急傾斜地の崩壊 |
| 成木 - 2       | II - 1 - 8106      | 急傾斜地の崩壊 |
| 成木 - 2 - 新①  | II - 1 - 8106 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 成木 - 2 - 新②  | II - 1 - 8106 - 新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 成木 - 2 - 新③  | II - 1 - 8106 - 新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 池ノ川 - 1      | II - 1 - 8107      | 急傾斜地の崩壊 |
| 池ノ川 - 1 - 新① | II - 1 - 8107 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 池ノ川 - 2      | II - 1 - 8108      | 急傾斜地の崩壊 |
| 上阿床(2)       | II - 1 - 8109      | 急傾斜地の崩壊 |
| 堂園 - 1       | II - 1 - 8110      | 急傾斜地の崩壊 |
| 長畑           | II - 1 - 8111      | 急傾斜地の崩壊 |
| 柿木水流 - 1     | II - 1 - 8112      | 急傾斜地の崩壊 |
| 柿木水流 - 2     | II - 1 - 8113      | 急傾斜地の崩壊 |
| 柿木水流 - 4     | II - 1 - 8115      | 急傾斜地の崩壊 |
| 吾平原          | II - 1 - 8125      | 急傾斜地の崩壊 |

|              |                    |         |
|--------------|--------------------|---------|
| 上原           | II - 1 - 8128      | 急傾斜地の崩壊 |
| 田口野 - 1      | II - 1 - 8176      | 急傾斜地の崩壊 |
| 稗の上 - 1      | II - 1 - 8177      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山 - 1       | II - 1 - 8178      | 急傾斜地の崩壊 |
| 稗の上 - 2      | II - 1 - 8179      | 急傾斜地の崩壊 |
| 稗の上 - 2 - 新① | II - 1 - 8179 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 椎屋谷 - 1      | II - 1 - 8181      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山 - 3       | II - 1 - 8182      | 急傾斜地の崩壊 |
| 椎屋谷 - 2      | II - 1 - 8183      | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野 - 1      | II - 1 - 8184      | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野 - 2      | II - 1 - 8185      | 急傾斜地の崩壊 |
| 丸小野 - 2 - 新① | II - 1 - 8185 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ヶ崎 - 2      | II - 1 - 8186      | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ヶ崎 - 3      | II - 1 - 8187      | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、向山土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名    | 住所                  |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 坂本建二郎 | 西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2 |

(任期:令和4年8月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所                |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 飯 干 高 徳 | 西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）から令和3年8月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から令和3年9月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業地域  
都城市の一部
- 3 作業期間  
令和3年10月5日から令和4年3月31日まで

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
立型マシニングセンター 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大栄機工有限会社 宮崎市吉村町久保田甲 912番地1
- 5 落札金額  
36,856,600円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年8月19日

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月14日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県立宮崎病院本館等清掃業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社文化コーポレーション 宮崎市生目台西3丁目4番地2
- 5 落札金額  
308,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年8月12日

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|